

## 和歌山県教育委員会後援名義の使用承認に関する事務処理要領

団体等の事業について、主催者から和歌山県教育委員会後援名義の使用申請があった場合は、主務課長において別に定めるガイドラインに基づき審査し、承認することが適当と認める場合は、決裁権者の決裁を経てこれを承認するものとする。この場合において、定例的なものを除き、総務課長に合議するものとする。

### 1 承認基準

- (1) 原則として主催団体が次に掲げる公益性を有する団体で (2) の要件を満たす場合に承認する。ただし、公益性を有しない団体であっても、その事業内容が (2) の要件を満たす場合は承認する。
  - ア 国又は地方公共団体
  - イ 公益社団法人及び公益財団法人並びにこれに準ずる団体
  - ウ 公共的団体
- (2) 後援名義の使用承認は、教育、学術、体育、文化等の向上、普及等に寄与するものであり、かつ、次のいずれも満たすものについて行うものとする。
  - ア 団体で行う事業であること。
  - イ 広く県民に公開されていること。
  - ウ 営利を目的としたものでないこと。
  - エ 行事による利益が全県民に及ぶこと。
  - オ 特定の政治団体、宗教法人等の活動に関するものではないこと。
  - カ 公共の福祉に反するものでないこと。
  - キ 事業計画及び事業予算が確立されていること。
  - ク 和歌山県教育委員会が推進する施策との関連性があること。

### 2 事務手続

- (1) 次に掲げる事項を記載した申請書を提出させるものとし、申請書の書式例は、別紙1のとおりとする。
  - ア 主催団体名
  - イ 事業名称
  - ウ 事業目的又は趣旨
  - エ 事業開催日
  - オ 開催場所
  - カ 事業内容
  - キ 参加対象者及び予定人員
  - ク 参加料・入場料の有無及び金額
  - ケ 後援（予定）先
  - コ その他必要と認められる書類
- (2) 後援名義の使用申請があったときは、1の規定に基づいて申請内容を審査し、申請者にその結果を通知するものとする。
- (3) 後援名義の承認を行うに当たっては、必要に応じて次の条件を付するものとし、承認文書の書式例は、別紙2のとおりとする。
  - ア 事業は、申請書に記載された計画に基づき実施するものとし、やむを得ずこれを変

更しようとする場合は、あらかじめ承認を得ること。

イ 事業実施に際しては、教育の向上に寄与するよう留意し、営利を目的とするような行為をしないこと。

ウ 事業実施に際しては、金品寄附、援助、事業参加等を強要しないこと。

エ 事業完了後1か月以内に、収支決算書、実施に際して配布し、又は掲示した要項、プログラム、ポスター等を添えて、その結果について報告書を提出すること。

オ その他必要と認められる事項

(4) 事業の実施に際しては、必要に応じて実地に実施状況を確認するものとする。

### 3 後援名義の使用の取消し

承認の決定後に次のいずれかの事項に該当した場合は、後援名義の承認を取り消すことができる。

(1) 基準に反する事項が生じた場合

(2) 申請内容に虚偽があった場合

(3) その他承認することが不適当な事項が生じた場合

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

ただし、施行前から使用承認の実績があるものに対するガイドラインの運用については、各主務課長の判断による。

和歌山県教育委員会教育長 宛て

申請団体名  
代表者名  
( 連絡先  
電話番号 )

和歌山県教育委員会後援名義使用申請書

後援名義の使用について、下記のとおり申請します。

記

1. 主催団体名	
2. 事業名称	
3. 事業内容・目的	
4. 開催日時・期間	
5. 事業開催場所	
6. 関連する県教委の施策 (主要な分野を1つ 選択してください。)	<input type="checkbox"/> 乳幼児期の発達支援 <input type="checkbox"/> 児童生徒の学力向上や学習支援 <input type="checkbox"/> 児童生徒の心身の健康づくり、安全安心対策 <input type="checkbox"/> 特別支援教育の充実や多様な学びの支援 <input type="checkbox"/> 学校の特色化や機能強化、教職員の資質向上支援 <input type="checkbox"/> 生涯学習の充実や、学校と家庭、地域の連携の推進 <input type="checkbox"/> 文化芸術の鑑賞や創作活動を通じた情操教育 <input type="checkbox"/> 伝統文化や文化財の保護、活用 <input type="checkbox"/> 人権教育、多様性を尊重した取組の推進 <input type="checkbox"/> その他 ( )
7. 想定される参加者及び人数	<input type="checkbox"/> 未就学児 ( 名) <input type="checkbox"/> 大学生 ( 名) <input type="checkbox"/> 小学生 ( 名) <input type="checkbox"/> 一般成人 ( 名) <input type="checkbox"/> 中学生 ( 名) <input type="checkbox"/> 全世代 ( 名) <input type="checkbox"/> 高校生 ( 名)                        合計 ( 名)
8. 入場料・出品料の有無及び金額	
9. 当県以外の後援予定先	

※ 開催要項、事業予算書、役員名簿、団体規約を添付してください。

別紙2

○第 号  
令和 年 月 日

○○○○○ 様

和歌山県教育委員会  
教育長 ○ ○ ○ ○

<sup>※1</sup>  
○○に係る後援名義の使用について（回答）

令和○年○月○日付け〔<sup>※2</sup>○第○号〕で申請のあった{このこと・標記}について、{下記・別紙}のとおり承認します。

〔記〕

- 1 後援使用名義  
和歌山県教育委員会
- 2 後援名義の使用を承認する事業
  - (1) 事業名
  - (2) 実施期間
  - (3) 実施場所

<sup>※3</sup>  
3 後援名義使用承認の条件

次の(1)から(4)までの事項に違反した場合及び後援することが不適当と認められた場合には、後援名義の使用を取り消し、又は以後後援名義の使用を承認しないことがある。

- (1) 事業は、申請書に記載された計画に基づき実施するものとし、やむを得ずこれを変更しようとする場合は、あらかじめ承認を得ること。
- (2) 事業実施に際しては、<sup>※4</sup>○○の向上に寄与するよう留意し、〔○○又は〕<sup>※5</sup>営利を目的とするような行為をしないこと。
- (3) 事業実施に際しては、金品寄附、援助、事業参加等を強要しないこと。
- (4) 事業完了後1か月以内に、収支決算書、実施に際して配布し、又は掲示した要項、プログラム、ポスター等を添えて、その結果について報告書を提出すること。  
なお、事業の状況について、担当職員が実地に調査することがある。

・ 注 意

- ※1 ○○には、事業の名称を記入します。
- ※2 〔 〕内は、申請書等に発信番号がない場合は省略します。
- ※3 〔 〕の条件は、必要がない場合は省略することができます。
- ※4 ○○には、本県教育などと記入します。
- ※5 〔 〕内は、禁止事項を追加する必要がある場合にのみ用います。